

Title	イギリス證據法概論 (四)
Sub Title	
Author	峯岸, 治三(Minegishi, Haruzō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1932
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.11, No.2 (1932. 6) ,p.18- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19320628-0018">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19320628-0018</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# イギリス證據法概論(四)

峯 岸 治 三

## 目 次

- 一 序論
- 二 證據の意義 第十卷第一號所載
- 三 證據の種類
- 四 舉證責任
- 五 舉證責任の軽減
  - 1 裁判上當然の承認
  - 2 推定の原則
    - A 可動推定
    - B 不可動推定
    - C エクイテイ上の推定第十卷第三號所載

A 自認

第十卷第四號所載

a 自認の方式

b 自認の三原則……本號所載

b 自認の三原則

自認に付ては之を支配する三個の原則がある。尤も第三の原則は後述の通り現在では行はれないものであるが、現在に至るまでの變遷を知る必要上一應説明することを相當と考へるから、以下に於て順次説明を試みることにしよう。

第一に自認はその全部を證據として認容せられねばならぬ。何となれば、縦令自認の一部が自認者に對し有利であるとしても、自認その者の目的とするところは自認者が自己に對して認めたること、従つて又眞實と思料せらるゝことを確定するに在る。ところが、自認の全部を自認として認容しない限り、そのうちの一部——しかもその部分が自認者に對して證據となる部分——の眞正なる意義を確定することが出来ぬであらう。故に自認は全體として之を認容すべきことになるのである。斯の如く自認は之を全體として認容すべきであるけれども、之が爲め

にその總ての部分は悉く同様なる信憑力を有するものと云ふことを得ない。陪審員はかゝる場合に於ては、その情況に従つて自認全體のどの程度まで之を信頼し得るかを考慮せねばならぬのである(Thomson v. Austin, 1823, 1 L. J. (O. S.) K. B. 90; 2 D. & R. 361; Fletcher v. Froggatt, 1827, 2 C. & P. 566; Cobbet v. Gray, 1849, 4 Ex. 729; 19 L. J. Ex. 137; R. v. Gray, 1911, 6 Cr. App. R. 242; Ternon v. Woodbridge, 1781, 2 Doug. 788; Smith v. Blandy, 1825, Ry. & M. 259; マッカーの判例 ヌーロセ Waitwell v. Wyer, 1814, 11 Mass. 6, 10; Garey v. Nicholson, 1840, 24 Wend. 350; Kelsey v. Bush, 1842, 2 Hill, S. Car. R. 440.)

この第一原則の適用上最も困難とせらるゝ點は、如何なる程度を以て所謂自認の全部とするかを決定することである。この問題は、例へば自認の陳述が一文書中に收められてをると云ふが如き形式的標準に依つて決定せらるべき性質のものではなく、各陳述の性質及び相互の關係と云ふ實質的標準に依らなければならぬ。故に次の二つの場合を包含することになるのである。即ち、(イ)或る當事者の自認の内容が同一當事者の同じ時期に於て爲した他の陳述に依つて限定せられ若くは説明せられ、この陳述が自認の意義及び自認に對する眞意思を提供する上に於て必要となさるゝ場合には、當事者はその自認が自己に對する證據として提出せらるゝに於ては、前示の限定的若くは説明的陳述を自認の一部として、證據と

爲すことを要求し得るものである。次に又、(ロ)或る當事者の自認が自己又はその相手方若くは第三者が嘗て爲した陳述に言及せるが如き場合には、かく言及せられたる陳述は本原則の意味する範圍に於ての自認の一部を組成するものと見なければならぬのである。一例を示して見れば、原告が被告に對し被告が原告に負ふ物品の賣却代金に付き明細書を作成すべきことを要求した場合に、被告の代理人は當該明細書に被告が原告に對して有する反對債權を附記し之を原告に渡したとする。この場合原告は自己の債權に對する勘定書の部分のみを被告の自認として、證據と爲さうとしたとすれば、被告は自己の有する反對債權と無關係に當該勘定書を自認したものと考ふべきものではないのであるから、勘定書全部が自認として認められねばならぬことになるのである (Randle v. Blackburn, (Taylor, *ibid.*, I, p. 502 214 5; Walls, *W.*,) *ibid.*, pp. 159-60.)

第二に自認はそれが證書の内容に關するものであり、而してかゝる内容が直接争點である場合に於ても之を證據として認容し得るものである。この原則が樹立せらるゝまでには幾多の論議が行はれたのであるが、遂に一八四〇年 Court of

Exchequer に於て *Slatkovic v. Pooley* 事件 (*11 J. Ex. 8; 6 M. & W. 664; 1 H. & C. 12*) に對し *Baron Parke, Alderson, Curney, R. J. C.* 等に依つて前示の原則を承認し確立するに至つたものである。元來口頭證據と文書の内容との關係に付ては、(一)法律上書面たることを要するもの、例へば公文書、裁判上の文書、公の報告書、土地移轉證書、遺言證書等の如きものに付ては、口頭證據を以て之に代へることを得ない。(二)當事者が書面の形式を以てしたる契約證書に代ふるに口頭證據を以てすることを得ない。(三)書面の存在又はその内容に付て争あり、しかもそれが當事者間の争點に付て實質的に重要なものであつて、單に他の事實に付ての覺書と云ふやうな程度に止るものではない場合には、かゝる書面に代ふるに口頭證據を以て爲すことを得ない。と云ふ三つの原則が認められてゐるのである。ところが、之等の原則に對しては口頭の自認及び自認と認め得べき行為に付ては、默示的に例外が許さるのである。即ち、かゝる場合にありては以上の如き自認が直接争點たる捺印證書若くは其他の證書の内容に關してをるとしても、當事者に對しての第一位證據として認容せらるべきものとなさるのである。然らば、何故にかゝる例外が許さるのであるかと

云ふ理由に付ては、前示 *Stattenie* 事件に於て *Parke* は次の如き主旨を述べてゐる。即ち、何故に證書提出の豫告を與へず又は證書不存在の證明を爲さずして、かゝる陳述又は行爲を認容し得べきであるかと云ふのに、それは書證を提出せしむべきやうな場合には他の原因からして口頭證據を許し難い反對理由が存在するのであるが、自認の場合にはその反對理由が存在しないのである。何となれば、かゝる自認は一層有力なる證據が提出せられぬ場合に於て、その事件本來の性質その者から生ずる眞實に非ずと云ふ推定を排斥するからである。而して、一方に於ては又當事者自身が眞實として認むるところのものは、之を眞實として推定するも敢て不當ではないと云ふに在るのである。(1) 之に對してテラーの見解に従ふときは次の如き觀察が爲さるのである。即ち、當事者の自認は之を眞實なるものと推定することは正當であるとしても、その自認が據つて以て證明せらるゝ口頭證據は決してしかあるべき必要はない。而して、この種の口頭證據は第二位證據が提出せられ最上證據が提出せられぬやうな場合に存するよりも、更に一層大なる不都合 (*Objection*) に直面すべきである。自認が裁判所に於て爲された場合にはそ

れが指示する證書の提出を不必要ならしむることは之を是認し得るであらう。何となれば、かゝる場合に於ける問題は單にその自認は眞實なりや否やの點に存するからである。しかも、人は自己の利益に反する虚偽の陳述を爲すものに非ずと推定するのは必しも不合理ではないからである。ところが、證人が召喚せられ相手方たる當事者が證書の内容に關して或る陳述を爲したことを、當該證人が聞き及んだことに付き證人の陳述を要求せられた場合には、更にこゝに一つの問題が存することになるのである。それは、即ちかゝる陳述は果して爲されたるや否やの問題である。而して、この場合かゝる口頭證據を文書その者の提出と同様に證書の内容を證明するにあたり認容することは誤解、偽證、詐欺等の餘地を甚だ多からしむることになる。然るに、書面に認められたることは書面その者に依つて證明せらるべしとの原則が、この場合に於ても他の場合と同様行はるゝならば前示の誤解、偽證、詐欺等の餘地は全く阻止せらるゝことになるであらう。故に *Tenderden* 及び *Justice Maule* 等もかゝる見解を支持すべきことに付ては、最も熱心に力説してをるのである。一方 *Baron Parke* 自身も、自認に關する口頭證據は或る場



合に於ては陪審員に對して全く不十分たるの感なきを得ない。故にかゝる證據は餘りに之を過信すべきでない。何となれば、證人は屢々當事者の云へることを誤解することがあるばかりでなく、故意でなくとも事實用ひられた言葉を變更することに因り最初の意思とは全然變更された効果を、その陳述に與へるやうなことになることがあると云ふ事實を認めてゐるのである。

更にこの例外に付て注意すべきことは、その眞正なることを證明する證人の署名を必要とする (Attestation) 證書にして裁判所に提出せられたるものに付ては、その作成を自認の方法に依つて證明すること、提出せられてをらぬかゝる證書に依つて或る行爲が爲されたと云ふ當事者の自認を證明することとの間には、根本的相違の存在することである。一般にその有效なるが爲めには證人の署名を必要とせらるゝ證書が、裁判所に提出せられその作成を相手方に對し證明すべき場合に於ては、その證書が正當に作成せられたと云ふ自認のみでは未だ以て十分とせられないのである。

文書にして既に述べた三つの場合に該當しないものに付ては、口頭證據を排除

する理由はない。故に或る事項に付て之に關し書面と口頭の陳述との兩者が存在するときは、口頭の陳述は書面とは別に獨立して證據たり得るものである。尤もそれは書面の内容を證明するが爲めではなく、又書面に代る爲めでもないことは素よりであらう。(Taylor, *ibid.*, 1, pp. 300, 301, 309-13, 309, II, pp. 1230, 1233-4; Hibbert, *ibid.*, pp. 3)。

第三に當事者の口頭の自認又は申立(Verbal declaration)にして申立書に依り直接争點に置かれないもの、従つて又之に對して釋明又は反證の機會なきものは、之を全部拒絶すべきあり、少くとも之に倚據することを得ないとせられたのであつた(Austin v. 1837, 6 Cl. & F.)。蓋しかゝる情況の下に於ては偽證を容易ならしむるものと考へられたからであつた。しかし乍ら、この原則は既に行はれぬものとなつたことは前に一言した如くである。故に、私は如何にしてこの原則が認められ、而して又如何にして廢止せらるゝに至つたかを窺つて見たいと思ふ。抑も一八五二年以前に於ては舊チャンセリー廷の制度として、裁判前相手方の面前に於て、なく調査官(Examiners)をして證人を訊問せしめ、以て證據を聽取したのであつたから、原告が訴狀(bill)に於て、自己の立場を支持するために倚據しようとする被告の自認が、被告

に依つて爲されたことを明かに主張しない限り、被告はかくして主張せられたる自認に對して自己の立場を釋明するの機會がないことになる。之と同様に原告も亦被告に依つて原告に對し主張せらるゝ原告の自認は、被告の答辯書若くは反訴狀 (Cross bill) に於て原告に對し明かに主張せられぬ限り、原告は之に對して釋明するの機會を有せぬ譯である。斯の如き理由に基き、舊チヤンセリー廷に於ては前示の如き原則を認め、當事者の口頭の自認は申立書中に直接争點として置かれてをらぬものは、之を全部拒絶して證據と爲すことを得ず、又之に倚據することを得ないと云ふ原則が成立するに至つたのである。ところがこの原則は一八五二年 English Chancery Act (15 & 16 Vict. c. 86) に依つて廢止せられた手續を基礎として成立してゐたものであり、近世の手續上に於ても之に相當するものはないのである。従つて、この原則は既にその成立の基礎を失つたものであるから、廢止せられたものと見なければならぬ。而して近世の訴訟手續に於て之に最も類似するものを求むるならば、恐らく次の如き手續上の規則であらう。即ち、申立書若くは之に依つて提出することを要求せられた顛末書 (Particulars, Cl. R. S. C. Ord. XIX) の孰れかに於て、十分詳細に或

る事項(例へば詐欺の如き)を主張する必要がある場合に於ては、かゝる申立書若くは願末書の範圍内に在らざる證據は之を拒絶すべしとするのがそれである。而して、前示の原則は書面に依る自認に付ては適用がなかつたのであるが、しかし、その自認が申立書中に於て争點に置かれてゐないと云ふ事實は必然的にその信憑力を減ずることになるのである。之かゝる自認が證據として提出せられた當事者は、かゝる場合に付て釋明する機會を有しなかつたからである (McMahon v. Burchell, 1864, 2 Ph. 127; 64 R. R. 211; Croshie v. Thompson, 1847, 11 Ir. Eq. R. 404.)

次に高等裁判所手續令の定むるところに依ると、各申立書には當事者が主張し若くは防禦する場合の孰れたることを問はず倚據しようとする實質的緊要事實を要約せる形式に於て陳述すべく、又その陳述のみを爲すべきものであつて、その事實が證明せられんとする證據を包含すべきではない。而して、必要がある場合に於ては右陳述を各項に分ち、之に連續的に番號を附せなければならぬ。パリスタアの署名は必しも之を要しない。けれども、申立書がパリスタア又は特別辯護人に依つて作成せられたときは、之等の者はかゝる申立書に署名すべきである。若し

申立書にして、之等の者に依つて作成せられぬときは、ソリシターに依り、又は當事者自ら訴を起し又は防禦の地位に立つ場合にはその當事者に依つて署名せられねばならぬ(R. S. C. Ord.). そこで、以上の規定に付て省察して見ると、第一に或る事實を主張しようとする當事者は、申立書に於て當該事案に緊要なる關係に在る事實を簡明に陳述しなければならぬ(Cf. par. Brelt J., in Lord Hamner v. Flight, 1896, 24 W. R. at p. 347.). 故に事案を證明する法律若くは證據に付て陳述すべきではなし(N. W. Salt Co., Ltd. v. Electrolytic). 従つて又陳述せられた之等の事實を基礎として推斷せらるゝ法律に付ては、申立書に於て之を陳述する必要はないのである。故に例へば、原告は單に或る財産に付き權利あることを主張したり、又被告は或ることを爲すべき義務ありと主張したりすべきではない。何となれば、之等は事實と法律との混合せる結論に外ならぬからである。そこで、原告はその申立書に於て、自己の信ずるところに從ひ原告をして右の權利を有せしむるものと思考する事實、又は被告に於てかゝる義務若くは責任ありと考へらるる事實を陳述すればよいのである(Gautrel v. Egerton, 1867, L. R. 2 C. P. 371; Cf. West H. P.). 之と同様に被告も亦彼が防禦として倚據しようとする事實を主張すべき

であり (R. S. C. Ord. XXI. r. 1, 3.) 又原告に依つて主張された事實に付て論ずべきである。第二に以上の如くして主張せらるゝ事實は事案に對する緊要事實でなければならぬし、又かゝる事實のみであらねばならぬ。然らば如何なる事實が、かゝる緊要事實であるかと云ふことは、勿論各場合の特殊な事情に因つて定るべき問題である。故に、被告が或る事實を知ること、被告に對する豫告、被告の意思等は場合に依つては緊要事實と爲り得るものである。而して又、被告の動機も時として緊要事實と爲ることもあるのである。當事者相互間の法律關係は一般に之を陳述すべきであり、又場合に依つては、時、場所、家系 (age) 等に付ては、その詳細を陳述する必要がある (Cf. *Palmer v. F.*)。一般に文書の正確なる文字は緊要なるものとせらるゝことではない。故に、たと簡明にその意義を陳述すれば十分であり (R. S. C. Ord. XIX. r. 21.) 又法律が有利なる推定を下す事實に付ては之が陳述の必要はないのである (R. S. C. Ord. XIX. r. 25.) 以上説明した如くであるから、或る事實を申立書に於て主張しようとする者はその訴訟の現在の階程に於て緊要ならざる事實を陳述することは許されぬところである。故に、その後、に於て、緊要なる事實となるべきことを信ずる相當な理由があ

るとしても、素よりかゝる事實を陳述するを得ないのである。例へば原告は停止條件の成就せられた場合の事實を陳述するの必要なく、却つて被告の側に於てこそ條件の成就せざることを主張するの必要が存するのである (R. S. C. Ord. XIX. r. 25)。<sup>14</sup>; Cf. Ord. XIX. r. 25)

第三に申立書には緊要事實が證明せらるべき證據に付て陳述することを得ない。たと緊要事實の陳述のみに止らねばならぬ、争點となれる事實を證明すべき總ての事實は裁判上に於ては相互に牽連關係を有するものであらうが、申立書の目的上に於ては緊要事實と云ふことを得ない。Ld. Denmanの言に従へば、或る事實に倚據しようとするときは、その事實を單純に主張するを以て十分とし、當該事實を證明する方法たる從屬的事實、又はその主張を支持すべき證據等に付て陳述するの必要なしとせらるゝのは申立に於ける基礎的の根本的の原則であると云はねばならぬ (Williams v. Wilcock, 1838, 8 A. & E. p. 331; Cf. Steward)。<sup>15</sup>

右に述べた如くであるから、現在に於ては反言禁止として之に據るは格別、申立書中に相手方の自認に付き陳述することは正當ではないのである (Davy v. Garrett, 1878, 49 L. T. 772) (Taylor, *ibid.*, I. pp. 509-11; Watson, *ibid.*,<sup>16</sup> p. 215; Annual Practice, pp. 327-30.)

## (1)

Statterie 事件と云ふのは或る捺印證書中に定められた債務の總てに對し被告が原告に保證すべきことを捺印證書に依つて約したのであつた。而して前の捺印證書即ち債務を定めたものは適當に印紙を貼用してなかつた爲め之を證據として認容することは出来ぬものであつた。

次に直接訴訟の基本となつたのは後の捺印證書即ち保證を約したものであるが、原告はこの捺印證書に基いて被告に訴を起したのである。この場合被告は本訴訟に於て問題と爲つてゐる債務に付て、それは先きの捺印證書に於て定められたる債務と同一なる旨の口頭の自認を爲したのであるが、この口頭の自認は證據として認容し得べきものだと判決せられたのであつた。なほ之に付ては Cockle, *Ibid.*, p. 187-8 を参照せられたい。(未完)

## 【附記】

私が今まで参考書として使用して來たものゝ一つであるテラーの證據法は一九二〇年版のものであることは既に讀者の承知せられてゐるところであらうが、最近即ち一九三一年の十二月にその第十二版が公にせられた。而して、この第十二版に於ては約二百五十件程の新しい事件が加へられ、索引も全く新しくせられたのである。しかし、その根本理論に於ては變更はないのであるから、私は矢張り今迄通り一九二〇年の第十一版をそのまま参照し續けて行きたいと思ふのである。この點は切に讀者の御諒察を乞ふ次第である。